

地方消費税交付金(引上げ分)の使途について

(歳入)

地方消費税交付金	内 訳	備 考
589,870 千円	社会保障財源化分 340,446 千円	引上げ分(22分の12)
	一般財源 249,424 千円	現行分(22分の10)

(歳出)

(単位:千円)

事業名	金額	本年度の財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	地方債	その他	社会保障財源化分の地方消費税交付金	その他	
社会福祉	要援護対策事業費	15,374	1,301		7,270	4,994	1,809
	保育所運営費	651,585	12,714		56,312	134,287	448,272
	放課後児童クラブ推進事業費	43,970	23,282		6,262	13,201	1,225
	子育て支援事業費	60,563	26,090			31,166	3,307
保健衛生	重度心身障害者等医療費助成(65才未満)	29,621	13,947		1,645	12,237	1,792
	重度心身障害者等医療費助成(65才以上)	43,893	18,375		6,611	17,234	1,673
	心身障害者医療費助成	9,746				8,514	1,232
	乳児妊産婦医療費助成	7,844	3,758		207	2,091	1,788
	幼児・児童・高校生等医療費助成	55,440	4,209		192	45,254	5,785
	ひとり親家庭等医療費助成	8,201	4,067		65	3,598	471
	感染症予防事業費	56,383	5,978			42,710	7,695
	すこやか親子推進事業費	41,334	5,501		172	25,160	10,501
合計	1,023,954	119,222	0	78,736	340,446	485,550	

備 考

引上げ分の地方消費税収入(市町村交付金分を含む。)については、社会保障4経費その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。)に要する経費に充てるものとされている。

(注)「社会保障4経費」・・・制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費